

京都市上下水道局管理規程第11号

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年12月26日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第19条の4第5項中「前3項」を「第2項から第5項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項第1号中「前2項」を「前3項」に、「前項」を「前2項」に改め、同項第3号中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第4条の2第2号の職員のうち、第19条の3第1号に規定する自転車を使用する職員については、前項の額に次に掲げる額を加算する。

(1) 使用距離が片道5キロメートル未満 1,000円

(2) 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満 500円

第19条の6第1項第2号中「及び同項」を「並びに同条第3項及び第4項」に改める。

第19条の7第2項第1号中「及び第19条の4第3項」を「並びに第19条の4第3項及び第4項」に改める。

附則に次の1項を加える。

6 平成21年1月1日から同年3月31日までの間における局長相当の職にある者（第5条第1項の給料表の適用を受ける職員で職務の級が9級であるものをいう。以下同じ。）及び部長相当の職にある者（第5条第1項の給料表の適用を受ける職員で職務の級が8級であるものをいう。以下同じ。）の管理職手当の額（第37条の8

第2項本文に規定する支給額に係るものに限る。)は、この規程の規定にかかわらず、この規程の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 局長相当の職にある者 100分の10

(2) 部長相当の職にある者 100分の5

#### 附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)